⑵　次のいずれかに該当するもの
ア　一次動力発生装置
イ　電気装甲
ウ　エネルギー貯蓄装置
エ　熱制御器、調節器、切替機又は燃料調節装置
オ　動力供給部、銃その他の砲塔の電気駆動機能の間の電気的インターフェース
⑶　標的の捕捉、追跡、発射制御又は被害評価のための装置
⑷　発射体の自動追尾、誘導及び方向転換のための装置

19　装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　装甲板であって、次のいずれかに該当するもの
ア　軍用の規格又は仕様に従って製造されたもの
イ　軍用に適したもの
⑵　金属材料、非金属材料若しくはこれらの組合せによる構造物であって、軍用装置の防弾のために特に設計したもの又はそのために特に設計した部分品（爆発反応装甲として使用し、又は軍用シェルターを製造するために特に設計したものを含む。）
⑶　ヘルメットであって、軍用の規格若しくは仕様若しくは同等の基準に従って製造したもの（通常のスチール製ヘルメットであって、附属品を取り付けておらず、かつ、取り付けることができないもの、16⑺ア及び同⑻に掲げるもの並びに個人護身用のものを除くものとし、爆弾処理要員のために特に設計したヘルメットにあっては、軍用に設計したものに限る。）又はそのために特に設計した部分品（ヘルメットの外殻、ストラップ及び保護パッドを含む。）
⑷　防弾衣（個人護身用として携行しているもの、非軍事用の爆発装置から保護するために用いられるもの又は刀、剣若しくは鈍器から身体を保護するためにのみ用いられるものを除く。）若しくは軍用の規格若しくは仕様若しくは同等の基準に従って製造した防護服（個人護身用のものを除く。）又はそのために特に設計した部分品

20　生物製剤、放射性物質若しくは軍用の化学製剤から防護するために特に設計若しくは改造した全面マスク、防じん機能付き吸収缶、防護服、手袋及び靴、探知設備若しくは浄化装置又はこれらの部分品（軍用に特に設計したものを除く。）

21　軍事訓練若しくは軍事作戦シミュレーションのために設計した装置（次の⑴から⑮に掲げるものを含む。）又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品（シミュレーター用のイメージ発生装置及び相互作用環境発生装置であって、軍用に設計したものを含む。）
⑴　軍用の攻撃訓練装置
⑵　航空用操縦訓練装置（計器飛行訓練装置を含む。）
⑶　レーダー標的訓練装置
⑷　レーダー標的発生装置
⑸　射撃訓練装置
⑹　対潜戦闘訓練装置
⑺　航空用地上訓練装置（航空機の操縦士及び宇宙飛行士の訓練用遠心機を含む。）
⑻　レーダー訓練装置
⑼　航法訓練装置
⑽　ミサイル発射訓練装置
⑾　標的装置
⑿　有翼無線操縦航空機
⒀　訓練用有翼無人航空機
⒁　携帯式訓練装置
⒂　地上軍事作戦用の訓練装置

22　銃砲等であって、１⑴若しくは⑷に掲げるものの使用の訓練のために特に設計したシミュレーター（狩猟用又はスポーツ用の銃砲の訓練のために特に設計したものを除く。）又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品（21に掲げるものを除き、シミュレーター用のイメージ発生装置及び相互作用環境発生装置であって、軍用に設計したものを含む。）

23　軍用に設計した画像の撮影、記録、処理、解析若しくは加工のための装置若しくはその機能を妨げるための装置であって、次の⑴から⑼までのいずれかに該当するもの（第一世代のイメージ増強管及び第一世代のイメージ増強管を組み込むよう設計したものを除く。）又はこれらの附属品若しくはこれらのために特に設計した部分品（別表第１及び別表第４に掲げるものを除き、⑽に該当するものを含む。）
⑴　録画用装置（別表第１の53に該当するものを除く。）
⑵　画像処理装置
⑶　カメラ又は写真用機材
⑷　写真フィルム処理装置
⑸　イメージ増強装置
⑹　赤外線暗視装置
⑺　イメージングレーダーセンサー装置
⑻　⑴から⑺までに掲げるものの機能を妨げる装置及び当該装置の機能を妨げる装置
⑼　次のいずれかに該当するものを組み込んだもの
ア　77⑵に該当するイメージ増強管
イ　77⑶又は⑷に該当するフォーカルプレーンアレー
ウ　77⑴に該当する固体の光検出器
⑽　次のいずれかに該当するもの（軍用に設計したものに限る。）
ア　赤外線画像変換管
イ　マイクロチャンネルプレート
ウ　低光レベルテレビカメラ管
エ　線検知アレー（電子連結装置及び読取装置を含む。）
オ　熱電気テレビカメラ管
カ　画像装置用冷却装置
キ　100マイクロ秒未満のシャッター速度を有する電気制動シャッターであって、フォトクロミック作用又は電子光学効果を利用したもの（高速カメラの不可欠な一部であるものを除く。）
ク　光ファイバー画像変換装置
ケ　合成半導体光陰極

24　指向性エネルギー兵器若しくはその探知若しくは識別のための装置若しくは当該兵器からの防護のための装置であって、次の⑴から⑸までのいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品（⑹に該当するものを含む。）
⑴　レーザー発振器であって、標的を破壊し又はその機能を喪失させるよう特に設計したもの（持続波又はパルス出力によるものであって、通常の銃砲弾と同様に標的を破壊するものを含む。）
⑵　粒子線発生器であって、標的を破壊し又はその機能を喪失させることができるもの（粒子加速器であって、標的を破壊することのできる帯電又は中性の粒子線を照射するものを含み、別表第１に掲げるものを除く。）
⑶　高出力無線周波数ビーム照射器であって、標的を破壊し又はその機能を喪失させることができるもの（高パルス出力又は高平均出力の無線周波数ビーム中継器であって、遠方の標的の電子回路を無力化するのに十分強力な電磁場を発生するものを含む。）
⑷　⑴から⑶までに掲げるものの探知若しくは識別又はこれらのものからの防護のために特に設計した装置